

国民年金のお知らせ

こんなときには、こんな手続きが必要です

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。次のいずれかに該当するときは、国民年金課または社会保険事務所での手続きが必要です。

- ▼20歳になったとき（誕生日の前日）
会社員（厚生年金の加入者）、公務員（共済年金の加入者）などは除きます。会社などを退職したとき
- ▼被扶養者がいる場合は、配偶者の届出も必要です。
- ▼第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき
収入が増えたとき、離婚したときなどが該当します。
- ▼住所、氏名が変更になったとき（第2号、第3号被保険者を除く）
市市民課で届出をしてください。市市民課で届出をした場合、第1号被保険者の人は、国民年金課での手続きは必要ありません。第2号、第3号被保険者の人は、会社で変更の手続きをしてください。

国民年金被保険者の種別

第1号被保険者 自営業者、学生など、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人

第2号被保険者：厚生年金保険、共済年金に加入している人で、原則65歳未満の人

第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人

短期在留外国人の脱退一時金制度

日本国籍を有しない人が、日本の国民年金、厚生年金に加入し、年金の受給権を得ないまま帰国した場合、帰国後2年以内に、脱退一時金を請求することができます。国民年金の脱退一時金を取得するためには、第1号被保険者として保険料を納めた月数が6か月以上必要です。厚生年金の脱退一時金を取得するためには、厚生年金の保険料を納めた月数が6か月以上必要です。

なお、脱退一時金の額は、納めた月数および保険料額により異なります。現在、日本との二国間で年金制度の二重加入を防止するとともに、他国の年金制度の加入期間を取り入れ、年金が受けられるよう協定を締結している国があります（ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア）。

問い合わせ先 彦根市社会保険事務所国民年金業務課 ☎23-1114番、FAX 23-9038番、業務第二課 ☎23-112番

清掃センターからのお知らせ

祝日のごみ収集のお知らせ

3月20日(金)は、通常通り収集を行います。ただし、清掃センターへの直接搬入はできませんのでご注意ください。※詳細については「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

粗大ごみの清掃センター直接搬入について

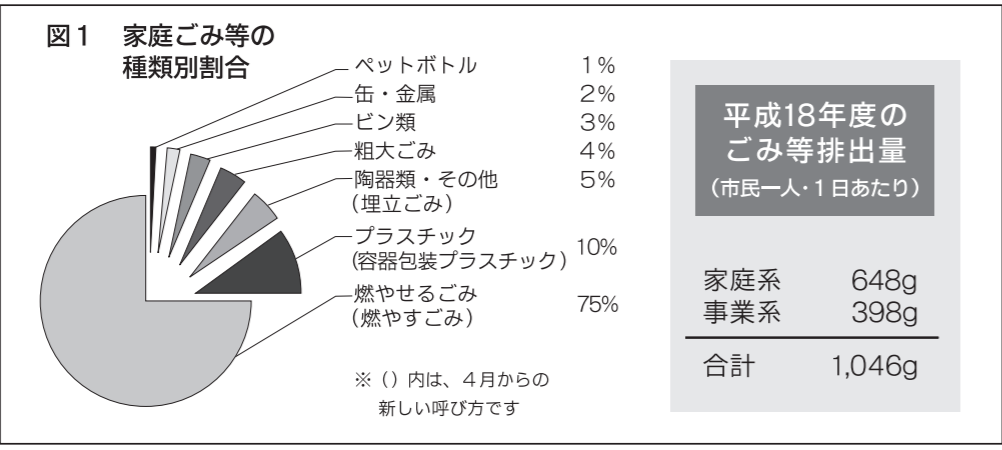
3月28日(土)の午前9時から午後0時15分まで、圃清掃センターで、家庭から出る粗大ごみの臨時受入を行います。※粗大ごみ以外のごみの搬入はできません。

※指定時間以外の搬入はできません。※臨時の搬入経路を設ける場合があります。事故防止のため誘導する係員の指示に従ってください。

ごみ等の減量とリサイクルを進めましょう

平成18年度の彦根市の家庭ごみ等の種類別割合と1人1日あたりのごみの排出量を右下の図1に示しました。

このグラフから、燃やせるごみと陶器類・その他ごみが、全体の8割を占めていることが分かります。これらは焼却処分あるいは埋め立て処分されています。また、



市民1人あたり1日に、約1kgのごみを出していることが分かります。年間にとすると1人あたり約380kgのごみを

出産育児一時金のお知らせ

出産育児一時金が35万円から38万円に増額されます

1月1日から産科医療補償制度が開始され、補償制度の掛金(3万円)が分娩費に加算されることになったため、この制度に加入している医療機関などで分娩した場合には、出産育児一時金が38万円支給されることになりました。

制度対象分娩であるかを確認するため、出産育児一時金の申請をする際には、請求書もしくは領収書が必要となります。

医療機関などで発行された請求書もしくは領収書は、大切に保管してください。申請手続きは出産後となります。

出産育児一時金を分娩費に充てることができます

出産前に受取代理支給制度の申請をすると、出産育児一時金を加入している健康保険から直接医療機関などへ振り込むことができます。退院時に個人で支払う分娩費用の負担が軽くなるため、とても便利です。ぜひご利用ください。

申請手続きは出産予定日の1か月前から受け付けています。

問い合わせ先 出産育児一時金は、出産時に加入している健康保険(健康保険証の発行元)から支給されます。各健康保険により手続き方法や取り扱いなどが異なります。詳しくは出産する人が加入している健康保険に問い合わせください。

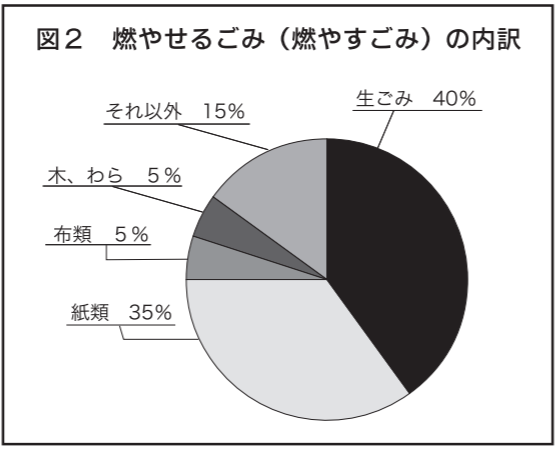
彦根市国民健康保険に加入している人 国民年金課保険係 ☎30-6112番、FAX 22-13998番

勤務先などの健康保険に加入している人、または扶養されている人 健康保険証に記載されている組合、または勤務先

妊婦のみなさんが安心して出産できるように

産科医療補償制度は、制度加入機関で、分娩に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃんとその家族の経済的負担への補償と、原因分析や再発防止の機能を併せ持つ、産科医療の向上のために創設された制度です。

産科医療補償制度に加入している分娩機関や制度については、(財)日本医療機能評価機構のホームページ <http://jgqhc.or.jp>をご覧ください。



第9回 彦根市廃棄物減量等推進審議会の「案内」

「ごみ問題について審議していたが、廃棄物減量等推進審議会の第9回会議を次のとおり開催します。審議会は公開で行われ、傍聴することができます。」

日時 3月27日(金) 午後1時30分

場所 市役所5階 第3委員会室

内容 彦根市の施策の実施状況などについて

出していることになり、その処理経費は1人あたり約1万円かかっています。

次に、燃やせるごみについて、その内訳を右の図2に示しました。このグラフで示すとおり、生ごみと紙類で燃やせるごみ全体の75%を占めています。

そこで、ごみの減量とリサイクルを進めるため、皆さんに取り組んでいただきたいことを下の表にまとめました。皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ先 圃清掃センター管理課 ☎22-2734番、FAX 24-7787番

種別	取り組んでいただきたいこと
生ごみ	①生ごみ処理機の活用やバイオ菌を使った簡易処理で減量を進めましょう。 ②調理の工夫で生ごみの発生を減らしましょう。 ③ごみに出すときは水気をじゅうぶんに切ってください。
新聞・雑誌	地域での古紙類の集団回収などを利用しましょう。
その他の紙類	①資源の有効活用(菓子類の箱などは古紙になります)をしましょう。 ②紙の裏面利用をするなど有効活用をしましょう。 ③過剰包装を断りましょう。
それ以外の燃やせるごみ	有効利用を図り、リサイクルと減量に努めましょう。